

# ベラルーシ共和国

## 実用新案規則

ベラルーシ共和国閣僚会議の決議

2011年2月2日法律 No. 120

2022年6月29日の2022-No. 406により改正

### 目次

#### 第 I 章 実用新案特許出願

##### 第 1 節 総則

##### 第 2 節 実用新案出願及びそれに添付される書類

##### 第 3 節 分割実用新案出願

#### 第 II 章 出願書類

##### 第 4 節 願書

##### 第 5 節 国際出願の国内審査段階への移行の申請

##### 第 6 節 実用新案の明細書

##### 第 7 節 実用新案の名称。実用新案が関係する技術分野

##### 第 8 節 先行技術

##### 第 9 節 実用新案の要旨

##### 第 10 節 図面の一覧

##### 第 11 節 実用新案の実施可能性を確認する情報

##### 第 12 節 実用新案のクレーム

##### 第 13 節 要約

##### 第 14 節 数式及び記号、用語及び表記 第 15 節 紙面で提出する場合における実用新案出願書類の記載に係る要件

##### 第 15-1 節 AIS「電子出願」を通じた実用新案出願の特徴

##### 第 16 節 特許庁に出願された後に提出される実用新案出願資料に係る要件

##### 第 17 節 実用新案出願資料に対する補正及び明確化

##### 第 18 節 実用新案の創作者の表示に対する変更

##### 第 19 節 出願人の表示に対する変更

##### 第 20 節 実用新案出願の発明出願への変更

#### 第 III 章 実用新案出願の審査

##### 第 21 節 実用新案出願の審査の条件及び内容。実用新案出願の出願日

##### 第 22 節 所定の特許手数料の正確な納付の検証

##### 第 23 節 クレームされた解決手段が実用新案として保護される対象に帰属することの検証

##### 第 23-1 節 実用新案の優先権の確定

##### 第 24 節 実用新案出願における不足資料又は補正資料の請求

##### 第 25 節 出願人が自己の発意により又は特許庁の要請により提出した資料の検証

##### 第 26 節 実用新案の分類

第 27 節 実用新案出願の審査への出願人の参加

第 28 節 実用新案特許の付与に関する決定

実用新案出願に関する情報調査の実施に係る手続に関する規則

## 第 I 章 実用新案特許出願

### 第 1 節 総則

(1) 本規則は、実用新案特許を求める出願(以下「実用新案出願」という)の書類に係る要件、実用新案出願の審査の実施及びその結果に基づく決定に係る手続を規定する。

(2) 本規則では、法及び 2009 年 12 月 28 日付けのベラルーシ共和国法 No. 113-Z「電子書類及び電子デジタル署名に関して」に規定する意味の用語並びに次の用語を使用する。

- ・ AIS(電子出願)－自動情報システム「工業所有権対象の電子出願のためのインターネットポータル」
- ・ WIPO－世界知的所有権機関
- ・ SCST－国家科学技術委員会
- ・ 委任状－特許庁において出願人の利益を代表するための委任状
- ・ 出願－実用新案のベラルーシ共和国特許を求める出願
- ・ 国際出願－1970 年 6 月 19 日の特許協力条約に従って行われる出願
- ・ IPC－国際特許分類
- ・ 特許弁護士－認証を受け、ベラルーシ共和国の国家特許弁護士登録簿に登録された個人
- ・ 最初の出願－1883 年 3 月 20 日の工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国である外国において出願人によって行われた出願である。
- ・ 代理人－特許弁護士又は共通の代表者
- ・ PCT－1970 年 6 月 19 日の特許協力条約
- ・ 実用新案登録簿－ベラルーシ共和国の国家実用新案登録簿

## 第2節 実用新案出願及びそれに添付される書類

(3) 実用新案出願は、1の実用新案又は単一の創作的概念を形成するように相互に関連する1群の実用新案に言及しなければならない。

(4) 1の実用新案又は1群の実用新案が実用新案のクレームにおいて特徴付けられている場合は、実用新案の単一性に係る要件に適合していると認められる。

(5) 実用新案出願が1の実用新案、すなわち、1の装置又は1若しくは複数の特徴の置き換え若しくは除外をもたらさない実行及び(若しくは)使用の特定の事例についての特徴の展開及び(若しくは)明確化により特徴付けられた1の実用新案に係る場合は、実用新案の単一性に係る要件は、満たされているとみなされる。

(6) 次の1群の実用新案については、実用新案の単一性の要件は、満たされているとみなされる。

- ・実用新案の1が他の実用新案の製造を目的とするもの(例えば、装置及びその製造のための装置)
- ・他の実用新案の又は他の実用新案における使用を目的とするもの(例えば、装置及びその構成部品)
- ・同一の目的であり、同一の技術的成果をもたらすもの(オプション)

(7) 実用新案出願は、次のものを含まなければならない。

7.1. 願書

7.2. 実用新案を実施するのに十分詳細に開示した実用新案の明細書

7.3. 実用新案のクレーム。これは、その要旨を表現し、明確であり、正確であり、かつ、明細書に完全に基づくべきである。

7.4. 実用新案の要旨を理解するために必要な場合は、図面

7.5. 要約

(8) 実用新案出願は、出願人が独立して又は特許弁護士を通じて、紙面で又はAIS(電子出願)を通じて特許庁に提出する。

実用新案出願の提出又は実用新案出願に関する他の通信の送付のためにAIS「電子出願」を使用することができない場合は、特許庁は、世界的コンピュータネットワークであるインターネット上のその公式ウェブサイトに対応する通知を掲載する。

(9) 実用新案出願書類は、紙面で提出する場合は、2部を提出しなければならない。

(10) 願書は、ベラルーシ語又はロシア語により提出する。

実用新案の明細書及びクレーム、図面、要約は、ベラルーシ語、ロシア語又は外国語により作成することができる。外国語により作成された書類を含む実用新案出願には、そのベラルーシ語又はロシア語への翻訳文を添付しなければならない。翻訳文の正確性は、出願人又は

その特許弁護士の署名によって証明される。翻訳文は、実用新案出願を行う際又は特許庁によるこの出願の受領日から2月以内に提出しなければならない。翻訳文を提出する前までは、外国語により提出された書類は、受領されていないとみなされる。

(11) 最初の出願の翻訳文の代わりに、出願人は、特許庁に対して行われた実用新案出願が最初の出願の完全な翻訳文であることを確認する陳述を提出することができる。

(12) 実用新案出願には、所定の金額の特許手数料の納付若しくは特許手数料の納付免除を確認する書類又は特許手数料の部分的納付を確認する書類をその減額の理由の存在を確認する書類とともに添付しなければならない。

これらの書類は、実用新案出願と同時に又は法第13条(4)に規定する期間内に提出する。

(13) 出願人は、実用新案出願に関する実務を実施し、実用新案出願の審査中に生じる問題を審査する際に自己の利益を代表する代理人を選任することができる。

(14) 特許庁における代理人の権限は、委任状によって証明される。

委任状は、出願人及びその代理人(代替の手順による)の両方が発行することができる。

(15) 出願人の代理人は、委任状に直接的に表示された者とする。委任状が複数の個人の名義で発行された場合は、それらの者の各人が、出願人の代理人と認められる。

(16) 委任状は、再譲渡の場合を除き、公証を必要としない。

(17) ロシア語及び英語による委任状の様式は、SCSTが規定する。

出願人が委任状をベラルーシ語又はロシア語以外の言語により発行した場合は、当該委任状には、別紙に作成されたベラルーシ語又はロシア語への翻訳文を添付しなければならない。その正確性は、当該委任状が発行された名義人である特許弁護士によって証明される。

(18) 委任状の原本又はその写しを特許庁に提出する。

委任状の原本は、紙面で提出し、出願人自身が署名することができ、又は秘密鍵の所有者が出願人である電子デジタル署名により署名された電子書類として提示することができる。

委任状の写しは、紙面で提出し、出願人若しくはその代理人自身が証明することができ、又は紙面による書類の電子的な写しとして提示し、個人鍵の所有者が出願人若しくはその代理人である電子デジタル署名により署名することができる。

委任状の写しを提出する際は、必要であれば、特許庁は、対応する要請を送付することによって、委任状の原本を請求することができる。

(19) 委任状は、次の要件を満たさなければならない。

委任状には、それを発行した者が署名し、その姓、イニシャル及び役職(委任状が法人の代理として発行された場合)を表示しなければならない。出願人の中から共通の代表者を選任する際は、委任状には、他の出願人が署名する。

委任状には、代理人に付与される権限の範囲、委任の日付及び場所を表示しなければならない。

(20) 委任状は、既存及び将来を問わず 1 又は複数の実用新案出願に関係することができる。

(21) 特許庁が受領した実用新案出願には、番号が割り当てられ、特許庁による受領日が表示される。

(22) 登録された実用新案出願の資料は、返却されない。

### 第3節 分割実用新案出願

(23) 出願人は、次の場合は、分割実用新案出願を行う権利を有する。

23.1. 当初の実用新案出願が実用新案の単一性要件に違反して行われた場合

23.2. 実用新案が、実用新案出願を行った際に、実用新案のクレームに含まれていなかったが、明細書に開示されていた場合

23.3. 1の特許を求めて1群の実用新案が出願されたが、出願人が各実用新案について特許を取得する決定をした場合

(24) 分割実用新案出願は、原実用新案出願を行った同一の出願人が行わなければならない。他の出願人が分割実用新案出願を行う場合は、実用新案特許を取得する権利の移転に関する書類を提出しなければならない。

(25) 分割出願の審査中に、分割出願に示された実用新案の内容の原出願における実用新案の内容への適合の検証が実施される。

(27) 分割実用新案出願の提出は、当初の出願に関する特許の登録日前に実施しなければならない。当初の出願に関して特許の付与を拒絶する決定があった場合は、その審判請求期間の満了前に実施しなければならない。

(28) 特許庁が分割実用新案出願を受領した日時点で、当初の実用新案出願は、取り下げられてはならず、それに関して特許の付与を拒絶する決定が下されてはならない。

(29) 分割実用新案出願は、本規則に規定する要件に適合していなければならない。

(30) 分割実用新案出願から、他の分割実用新案出願を分割することができる。かかる場合、実用新案は、原出願及び最初の分割出願の両方に開示されていなければならない。

## 第 II 章 出願書類

### 第 4 節 願書

(31) 願書は、次の事項を含まなければならない。

31.1. 出願人の名義で実用新案のベラルーシ共和国特許を求める請求

31.2. 出願人に関する次の情報

- ・主格の個人の姓、名(姓は、名の前に表示する)及び父称(ある場合)並びに(又は)法人の設立書類に従う完全名称

- ・居住地(滞在地)又は所在地の住所並びに電話、ファクス及び電子メールアドレス(ある場合)。

- ・居住地(滞在地)又は所在地の国を表示する際は、WIPO 標準 ST.3 に従う国コードを使用する。

- ・出願人が実用新案の創作者である場合は、実用新案の創作者の居住地(滞在地)を表示するために規定された方法によりその居住地(滞在地)に関する情報を表示しなければならない。

- ・出願人がベラルーシ共和国の法人である場合は、出願には、ベラルーシ共和国の国内企業組織分類(OKPO)に従うそのコード、納税者登録番号(UNP)及び出願人が従属する又はその一部(システム)が出願人である法人を含む法人の名称(ある場合)を表示しなければならない。

31.3. 実用新案(1 群の実用新案)の名称。これは、実用新案の明細書に示された名称と一致しなければならない。

31.5. 実用新案出願が分割出願として行われる場合は、原実用新案出願の出願日及び番号

31.6. 特許庁への実用新案出願の出願日前の優先権を請求する際は、優先権の確定の請求であって、当該優先権を請求する理由(最初の実用新案出願の提出又は先に行われた実用新案出願の追加資料の受領又は特許庁への先の実用新案出願の提出)を表示したもの

31.7. 最初の又は先の実用新案出願の番号及び主張される優先日。複数の出願を基礎として優先権が主張される場合は、すべての出願の番号及び適切な場合は、複数の優先日を表示しなければならない。条約優先権を請求する際は、WIPO 標準 ST.3 に従う出願国コードを表示する。

最初の実用新案出願の番号、主張される優先日及び最初の実用新案、発明出願が行われた国は、実用新案出願を行う際又は法第 16 条(3)第 3 段に規定する期間内に表示する。

条約優先権の請求を伴う実用新案出願が法第 16 条(3)第 1 段に定める期限後、ただし、その満了日から 2 月の満了前に特許庁によって受領された場合は、出願人は、出願を所定の期間内に行うことができなかつた出願人の不責事由を表示し、当該実用新案出願を行う期限の延長請求及び所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を提出しなければならない。

31.8. 名宛人(出願人、特許弁護士、総代表者)の姓、名、父称(ある場合)又は名称並びに電話、ファクス及び電子メールアドレス(利用可能な場合)を表示した、郵便物の名宛に関する、規則に従う通信宛先

31.9. 実用新案出願が代理人を通じて行われる場合は、代理人に関する次の情報

- ・代理人の姓、名及び父称(ある場合)又は名称

- ・代理人が特許弁護士又は総代表者である旨の表示

- ・特許弁護士が代理人として選任された場合は、特許弁護士の登録番号及び電話、ファク



ス、電子メールアドレス(ある場合)

31.10. 実用新案出願に添付される書類の一覧であって、1部の枚数を表示し、実用新案出願を紙面で行う場合は、部数も表示したもの。種類が出願様式に用意されていない添付書類については、その目的を具体的に表示する。

31.11. 法第6条(2)に従う実用新案特許を取得する権利が発生する基礎(理由)の表示

31.12. 特許庁の公報(以下「公報」という)において実用新案とともに公開することを提案する図面の図番号(複数の図が存在する場合)。図番号が明記されていない場合は、図面の最初の図が公開される。

31.13. 実用新案の創作者に関する次の情報

- ・ 姓、名(姓は、名の前に表示する)及び父称(ある場合)
- ・ WIPO 標準 ST. 3 に従う国コードを含む、居住地(滞在地)住所

(32) (31)31.5 から 31.7 までに規定する情報は、特許庁による実用新案出願の受領日前の優先権を請求する際に限り提供しなければならない。

(33) 紙面による出願は、SCST が規定する様式により提出し、出願人又はその特許弁護士が署名し、姓、イニシャル及び署名日を表示しなければならない。

出願人が法人である場合は、出願には、この法人の長又は長によって権限を付与された者が署名し、署名者の姓、イニシャル及び役職を表示する。

特許庁に提出された出願にその署名日が表示されていない場合は、署名日は、特許庁への出願の提出日とする。

(34) 情報の量が多いことに起因して、出願様式に用意された適切な場所に完全に収めることができない情報は、同一の順序で追加用紙に示し、「追加用紙の続きを参照」という対応する表示によって示す。追加用紙には、出願人が署名しなければならない。

(35) 「願書」という語の上に位置する出願様式の欄は、特許庁による実用新案出願の受領後に詳細を記入することを目的とし、出願人は記入しない。

## 第5節 国際出願の国内審査段階への移行の申請

(35-1) 特許庁は、国際出願の優先日から31月が経過するまで国際出願の審査を開始しない。

出願人の請求により、特許庁は、PCT第23条(2)及び第40条(2)に従って、所定の期間の満了前に国際出願の審査を開始することができる。

(35-2) 出願人は、(36)第1段に規定する期限が遵守されなかった国際出願に関する権利を回復することができる。

国際出願の権利の回復請求は、特許庁に提出しなければならない。PCT第22条に規定する行為は、出願人が徒過した期間の満了日から12月以内に完了しなければならない。申請は、期限への不適合の有効な理由を含み、当該不適合が意図的でなかった旨を示さなければならない。関連する国際出願に関する権利の喪失を引き起こした期限への不適合の理由を裏付ける証拠書類の提出は必要とされない。

国際出願の権利の回復申請には、出願人の過失によるPCTに従って行われた国際出願の国内段階への移行の遅延に係る特許手数料の納付を確認する書類を添付しなければならない。

(36) 国際出願は、優先日から31月の満了前又はその満了後2月以内に、出願人が次のものを特許庁に提出した場合は、国内審査段階に移行する。

36.1. 国際出願の国内審査段階への移行の申請又はPCT出願が他の言語により行われた場合は、PCT出願のロシア語若しくはベラルーシ語への翻訳文

36.2. PCT第20条に規定する国際出願の送達はまだ行われていない場合は、紙面による受理官庁の認証を受けた当該国際出願の謄本

36.3. PCTに従って行われた国際出願の国内段階への移行に係る特許手数料の納付を確認する書類

36.4. 国際出願がロシア語又はベラルーシ語により行われなかった場合は、国際出願のこれらの言語への翻訳文

(37) 国際出願のロシア語又はベラルーシ語への翻訳文は、最初に提出された様式による実用新案の明細書、実用新案のクレーム、図面に関する説明及び要約の翻訳文を含まなければならない。

出願人がPCT第19条に従って実用新案のクレームが補正された国際出願を国内審査段階に移行する申請を行う場合は、国際出願の翻訳文は、実用新案の元のクレーム及び補正クレームの両方のロシア語又はベラルーシ語への翻訳文を含まなければならない。PCT第19条(1)に基づいて作成された説明の翻訳文も参照する。

出願人は、PCT第34条(2)(b)に従って実用新案のクレーム、明細書及び図面が補正された国際出願を国内段階に移行する申請を行う場合は、補正を考慮し、国際予備審査機関によって受理された国際出願の翻訳文及び最初に行われた国際出願の補正された用紙の翻訳文を提出しなければならない。

(37-1) 国際出願を国内審査段階に移行する際は、出願人は、出願人の発意により提出された補正された実用新案の明細書、実用新案のクレーム、図面に基づく国際出願の審査の開始を申請することができる。補正された資料は、(36)に規定する期間内、(35-1)第2段に従う申請を提出する場合は、申請に表示された国際出願の審査の開始日前に、ロシア語又はベラルーシ語により提出しなければならない。補正された資料の添状には、変更の理由を表示し、補正された国際出願資料と元の国際出願資料との相違点の説明を提供しなければならない。

(38) 国際出願の国内審査段階への移行の申請を提出する際に、出願人が変更された場合は、出願には、この出願に関する出願人の権利を確認する書類、特に、この国際出願の国際審査段階で出願人又は創作者の構成の変更が生じた場合は、WIPOの国際事務局の関連する通知(様式PCT/IB/306)の写し又は移転証書若しくは他の裏付け書類を添付しなければならない。

(39) 願書は、次の事項を含まなければならない。

39.1. 国際出願番号

39.2. 国際出願の公開番号

39.3. 国際出願日

39.4. 国際出願の公開日

39.5. 実用新案(1群の実用新案)の名称。これは、実用新案の明細書に示された名称と一致しなければならない。

39.6. 出願人に関する次の情報

- ・主格の個人の姓、名(姓は、名の前に表示する)及び父称(ある場合)並びに(又は)法人の設立書類に従う完全名称

- ・居住地(滞在地)又は所在地の住所並びに電話、ファクス及び電子メールアドレス(ある場合)。居住地(滞在地)又は所在地の国を表示する際は、WIPO標準ST.3に従う国コードを使用する。出願人が実用新案の創作者である場合は、実用新案の創作者の居住地(滞在地)を表示するために規定された方法によりその居住地(滞在地)に関する情報を表示しなければならない。出願人がベラルーシ共和国の法人である場合は、出願には、ベラルーシ共和国の国内企業・組織分類に従うそのコード、納税者登録番号及び出願人が従属する又はその一部(システム)が出願人である法人を含む法人の名称(ある場合)を表示しなければならない。

39.8. 国際出願の審査の早期開始の請求。この場合、次の何れの日から出願人が国際出願の審査の開始を請求するかを表示する。

- ・国際出願の国内審査段階への移行の申請に添付された書類の受領日から

- ・出願人によって明記された特定の日から

39.9. 名宛人(出願人、特許弁護士、総代表者)の姓、名、父称(ある場合)又は名称並びに電話、ファクス及び電子メールアドレス(利用可能な場合)を表示した、郵便物の名宛に関する規則に従う通信宛先

39.10. 実用新案出願が代理人を通じて行われる場合は、代理人に関する次の情報

- ・代理人の姓、名及び父称(ある場合)又は名称

- ・代理人が特許弁護士又は総代表者である旨の表示

- ・特許弁護士が代理人として選任された場合は、特許弁護士の登録番号、電話、ファクス、電子メールアドレス(ある場合)

39.11. 次のものに基づく国際出願の審査の開始の請求

- ・最初に提出された又は PCT 第 34 条(2)(b)に従って補正された実用新案の明細書
- ・最初に提出された又は PCT 第 19 条若しくは第 34 条(2)(b)に基づいて補正された実用新案のクレーム
- ・最初に提出された又は PCT 第 34 条(2)(b)に従って補正された図面
- ・国際出願の国内審査段階への移行中に、実用新案の明細書又は実用新案のクレーム又は図面に対して行われた変更

39.12. 添付書類の一覧であって、1 部の枚数を表示し、ハードコピーによる出願については、部数も表示したもの。種類が出願様式に用意されていない添付書類については、その目的を具体的に表示する。

39.13. 実用新案の創作者に関する次の情報

- ・姓、名(姓は、名の前に表示する)及び父称(ある場合)
- ・WIPO 標準 ST. 3 に従う国コードを含む、居住地(滞在地)住所

(40) 国際出願の国内審査段階への移行の申請は、SCST が規定する様式により紙面で提出する。国際出願の国内審査段階への移行の申請は、(33)から(35)までに規定する要件に従って作成しなければならない。

## 第6節 実用新案の明細書

(41) 実用新案の明細書は、願書に明記された実用新案の名称、IPCの現行版の見出し索引から始め、次のセクションを含む。

- 41.1. 実用新案が属する技術分野
- 41.2. 技術水準
- 41.3. 実用新案の要旨
- 41.4. 図面の図及び他の資料の一覧(添付されている場合)
- 41.5. 実用新案の実施可能性を確認する情報

(42) 明細書の本文におけるセクションの名称は、表示してはならない。

(43) 1群の実用新案の明細書において、明細書の各セクションには、群の各実用新案に関する情報を示さなければならない。

(44) 明細書のセクション全体又はその一部を、必要な情報を含む情報源(文献情報源、先に行われた実用新案出願における明細書、保護証書における記載など)への参照に置き換えることは認められない。

## 第7節 実用新案の名称。実用新案が関係する技術分野

(45) 実用新案の名称は、実用新案の目的を特徴付け、実用新案の要旨に対応する。名称は、短く、簡潔(好ましくは10語以下)であるべきであり、架空の名称、通称、略称、商標及びサービスマーク、広告、商号及び他の特別な名称、商品の原産地名称、「など」という語及び類似の語であって、実用新案を特定するという目的を果たさないものを含むべきではない。

(46) 実用新案の名称は、単数形で記載する。例外は、単数形で使用されない名称(例えば、「プレイヤー」、「ニッパー」、「はさみ」など)である。

(47) 特に、実用新案の1が他の実用新案を(他の実用新案において)取得(製造)し、実施し、又は使用することを目的とする1群の実用新案の名称は、1の実用新案の完全名称及び他の実用新案の略称を含まなければならない。

すなわち、基本的に同様の方法により同一の技術的成果をもたらす同一の目的の対象に関する1群の実用新案の名称は、「オプション」という語を括弧内に表示することによって補足された群の1の実用新案の名称を含むべきである。

(48) 「実用新案が属する技術分野」というセクションには、実用新案の対象の特定の目的及びその適用範囲を表示する。当該分野が複数存在する場合は、実用新案の好ましい適用分野を表示する。

## 第8節 先行技術

(49) 「技術水準」というセクションは、出願人が知っている実用新案の類似物に関する情報を提供し、その中で、特徴の全体に関して実用新案に最も近い類似物(原型)を強調する。

(50) 実用新案の類似物としては、本質的に実用新案に近い同一の目的の手段であって、優先日前に公衆の利用に供された情報から公知のものを選択する。

(51) 類似物を実用新案の明細書に表示する場合は、類似物の特徴が開示されている情報源への番号参照を示し、実用新案の特徴と一致する特徴を表示する。

(52) 1群の実用新案を記載する際は、類似物に関する情報を各実用新案について別個に示す。出願人が実用新案によってもたらされる技術的成果を取得することを妨げる出願人が知っている理由を表示しなければならない。

## 第9節 実用新案の要旨

(53) 「実用新案の要旨」というセクションは、実用新案によって解決されるべき技術的課題を開示し、実用新案を実施することによって取得することができる技術的成果を表示する。

技術的課題は、特性が所定の要件を満たす対象を創作することである。この対象は、装置に関する技術的解決手段であり得る。

実用新案の対象としての装置は、構造及び製品、すなわち、生産手段の構造的実装及び消費財並びにその構成要素を含む。

実用新案を特徴付けるためには、特に、装置の次の特徴を使用する。

- ・ 構造要素の存在
- ・ 要素間の接続の存在
- ・ 要素の相互配置
- ・ 要素又は装置全体の実行形態、特に、幾何学的形状
- ・ 要素間の接続形態
- ・ 要素のパラメータ及び他の特性並びにそれらの関係
- ・ 要素又は装置全体が作られている材料。ただし、物質を装置でない独立した種類の製品として特徴付ける特徴を除く。(材料とは、その組成でなく、その性質に関する特徴によって特徴付けられる物質であると理解される。例えば、オーステナイト鋼)
- ・ 要素の機能を果たす環境

実用新案を特徴付けるために、実用新案でない解決手段に特徴的である特徴、特に、装置全体又はその要素における装置の操作及びその目的の実現に影響を及ぼさない(言語的、図的又は組み合わせた)表示の存在を表現するものを使用すべきではない。

(54) 実用新案の要旨は、実用新案出願に明記された技術的成果の達成を伴う実用新案の実施及び実用新案の特定に十分な、関連する対象に固有の1組の本質的特徴によって表現する。

(55) 技術的成果は、装置の製造又は使用中に客観的に現れる技術的效果、現象、性質などの特性である。

(56) 技術的成果は、特に、摩擦係数の減少(増加)、ジャミングの防止、振動の減少、作業体と環境との接触の改善、波形ひずみの減少、コンピュータの速度の増加などで表現することができる。

実用新案を創作する際に、課題が一定の目的のための一式の技術的手段を拡充すること又は当該手段を初めて取得することのみである場合は、技術的成果の本質は、この目的の実現にある。

(57) 取得された成果は、特に、次に該当する場合は、技術的性質を有するとみなされない。

- ・ 人の心が関与する人の知覚の特性の結果としてのみ現れること



- ・一定の種類の実施におけるその参加者間の合意又は所定の規則に基づく一定の秩序の遵守に起因してのみ達成されること
- ・その本質が様々な情報の取得のみにあり、かつ、数学的方法、電子計算機のためのプログラム又は当該プログラムにおいて使用されるアルゴリズムの使用によってのみ達成されること
- ・何れかの媒体に何らかの形態により提示された情報の意味内容の特性によってのみ決定されること

(58) 実用新案が媒体、特に、機械可読媒体に関係し、媒体に記録された情報の内容を反映する特徴、特に、電子計算機のためのプログラム又は当該プログラムにおいて使用されるアルゴリズムを伴うことによって特徴付けられている場合において、技術的成果が特定の情報に含まれる命令の実施に起因してのみ現れるときは、当該技術的成果は、この実用新案を具現化する手段に関係するとみなされない。ただし、実用新案が、取り外し可能な媒体を含む機械可読情報媒体であって、特定の成果をもたらすこの媒体プログラムに記録された情報の制御下で技術的手段の操作に直接的に関与することを目的とするものに言及する場合はこの限りでない。

(59) 「実用新案の要旨」というセクションには、実用新案を特徴付けるすべての本質的特徴を示し、最も近い類似物と識別される特徴を強調する。同時に、法的保護の請求範囲によって包含されるすべての事例における技術的成果の達成を確保する1組の特徴及び実用新案を特定の事例において、特定の実施形態において又はその使用に係る特別な条件下でのみ特徴付ける特徴を表示する。

(60) 実用新案が複数の技術的成果をもたらす場合は、それらのすべてを表示することが推奨される。

(61) 「実用新案の要旨」というセクションには、実用新案の特徴と達成される技術的成果との間の因果関係を開示し、可能な場合は、正当化する。

## 第10節 図面の一覧

(62) 「図面の一覧」というセクションには、図の各々に示された内容を簡単に表示した図面の図の一覧を示す。

(63) 出願人が実用新案の要旨を説明する資料を提示した場合は、「図面の一覧」というセクションには、その内容の簡単な説明を示す。

(64) 明細書の本文に1の図のみが存在する場合は、図示画像が示す正確な内容を表示する(例えば、「図面はクレームされた装置の全体図を示す」、「示されたブロック図は…を反映する」)。

## 第 11 節 実用新案の実施可能性を確認する情報

(65) 「実用新案の実施可能性を確認する情報」というセクションは、実用新案の要旨から明白に導かれない場合は、記載された目的の実現を伴う実用新案の実施及び技術的成果の取得の可能性を示す。実用新案のクレームにおいて、何れかの特徴が一般化された概念として提示されている場合は、このセクションは、実用新案を実施するために使用される特定の手段に関する情報を提供する。これらの手段は、このセクションに記載し、又は情報源への参照によって証明されるとおり、実用新案の優先日前に先行技術から公知でなければならない。

このセクションは、解決しようとする課題を記載する際に「実用新案の要旨」というセクションに表示される、実用新案の実施における技術的成果の取得可能性を確認する情報を提供する。実用新案が一般的概念を使用して特徴付けられる場合は、その特定の実施形態による技術的成果の達成可能性を示すべきである。実用新案を特徴付けるために値の区間として表現された定量的特徴を使用する際は、この区間における技術的成果の取得可能性を示す。

(66) 実用新案を記載する際は、「実用新案の実施可能性を確認する情報」というセクションにおいて、クレームの識別部分及び限定部分の両方に含まれる実用新案のすべての特徴に言及する必要がある。これは、独立項及び従属項の両方の属性に適用される。

(67) 実用新案を特徴付けるためには、図面の図(添付されている場合)を参照して静止状態での装置の設計の説明を示す。明細書における構造要素の番号表示は、それが言及する語の直後に表示し、図面の図におけるその番号表示に対応しなければならない。

(68) 静止状態での装置の設計を説明した後に、図面の図及び他の説明資料(添付されている場合)における構造要素の番号表示を参照して、技術的成果の達成を確保する態様による装置の操作又はそれを使用する方法の説明を示す。新規な材料が装置において使用される場合は、その生産のための方法を記載する。

## 第12節 実用新案のクレーム

(69) 実用新案のクレームは、そのすべての本質的特徴の全体による実用新案の論理的定義であり、特許によって付与される法的保護の範囲を決定するために用いられる。実用新案のクレームを解釈するためには、その明細書及び図面が使用される。

(70) 実用新案のクレームは、その明細書に完全にに基づき、かつ、実用新案を明細書に含まれる特徴及び概念によって特徴付けなければならない。この要件は、実用新案のクレームに含まれるすべての本質的特徴が明細書において少なくとも言及されている場合は、満たされているとみなされ、すなわち、特徴は、実用新案のクレームに最初に出現することができない。

実用新案のクレームは、実用新案の要旨を表現し、すなわち、出願人によって明記された技術的成果を達成するのに十分な1組のその本質的特徴を含まなければならない。

(71) 実用新案のクレームは、明確かつ正確でなければならず、すなわち、クレームにおける特徴は、それらを特定し、公知の先行技術に基づいて専門家がこれらの特徴を特徴付ける概念の意味内容を明瞭に理解する可能性を確保する方法により表現しなければならない。

(72) 特徴の複数の実施形態が可能であり、他の特徴と組み合わせて、同一の技術的成果の取得をもたらす場合は、特徴を、特定された実施形態を包含する一般的概念として表現することが妥当である。

当該概念が存在しない場合又は特定の技術的成果をもたらさない特徴の実施形態も包含し、それにより一般化が不適切になる場合は、特徴は、異なる特徴の実施形態を特徴付ける択一概念の形態で表現することができる。

(73) 実用新案のクレームにおける特徴の特性は、この特徴が開示されている情報源への参照で置き換えることができない。

実用新案のクレームにおける特徴の特性を出願に含まれる明細書又は図面への参照に置き換えることは、当該参照がなければ、(71)の要件に違反することなく特徴を特徴付けることができない場合に限り認められる。

(74) 実用新案のクレームにおいては、意味が不明瞭である用語及び表現、例えば、「薄い」、「広い」、「特別な」などを使用すべきではない。

(75) 実用新案のクレームは、実用新案の他の非技術的側面を反映する、商業的又は広告的性質の表現を含むべきではない。

(76) 実用新案のクレームは、単項及び多項とすることができる。

(77) 実用新案の単項クレームは、その実施又は使用の特定の事例に関する展開又は明確化を有さない、その特徴の全体によって1の実用新案を特徴付けるために使用される。

(78) 多項クレームは、実用新案の実施又は使用の特定の事例に関してその特徴の全体を展開及び(又は)詳細化することにより 1 の実用新案を特徴付け、又は 1 群の実用新案を特徴付けるために使用される。

(79) 1 の実用新案を特徴付ける実用新案の多項クレームは、1 の独立クレーム及び後続の従属クレームを有する。

(80) 1 群の実用新案を特徴付ける実用新案の多項クレームは、各々が群の実用新案の 1 を特徴付ける複数の独立項を有する。さらに、群の各実用新案は、対応する独立項に従属する従属項を使用して特徴付けることができる。

(81) 多項クレームは、実用新案の変形である 1 群の実用新案を特徴付けることができる。

(82) 1 群の実用新案を特徴付けるクレームを提示する際は、次の規則を遵守する。

82.1. 個々の実用新案を特徴付ける独立クレームは、原則として、他のクレームへの参照を含まない(当該参照は、この独立クレームを、当該独立クレームにおいて他のクレームの内容を繰り返すことなく記載することを可能にする場合に限り許可される)。

82.2. 従属クレームは、それらが従属する独立クレームと群化される。

82.3. 実用新案を 1 群に組み合わせる条件が他の実用新案の製造又は他の実用新案の(他の実用新案における)使用のための実用新案の 1 の目的である場合は、最初の独立クレームは、他の実用新案が目的とする実用新案の特性を含む。

(83) 多項クレームの項には、1 から始めて、提示されている順序で、アラビア数字により連続番号を付す。

(84) 独立クレームは、クレームの記載の冒頭に目的を反映する一般的概念を含み、原則として、最も近い類似物の特徴と一致する実用新案の特徴を含む限定部分と、実用新案を最も近い類似物と識別する特徴を含む識別部分とからなる。

「という点で異なる」を導入し、その直後に、識別部分を記載する。

(85) 実用新案のクレームは、特に、出願人の意見において、類似物を有さない実用新案を特徴付ける場合は、項を限定部分及び識別部分に分割することなく作成する。

独立クレームを当該分割なしに作成する際は、実用新案の名称の後に、「特徴とする」、「なる」、「含む」、「ここで」という語などを記入し、その後、実用新案を特徴付ける特徴の組を示す。

(86) クレームは、単一の文として提示する。

(87) 実用新案の独立クレームは、1 の実用新案のみに言及しなければならない。

(88) 独立クレームは、それに含まれる特徴の組合せが次のものを含む場合は、1の実用新案に属すると認められない。

88.1. 同一の技術的成果をもたらさないオプションとして表現された特徴又はオプションが個々の特徴でなく、1群の機能的に独立した特徴(装置のユニット又は部分など)に言及する場合。これらの特徴の何れかについての何らかのオプションの選択が他の特徴について行われる選択に依存する場合を含む。

88.2. 実用新案を特徴付ける特徴の全体に存在しない可能性が認められる方法により表現された特徴

88.3. 実用新案のオプション

88.4. 各々がそれ自体の目的を有する手段の組の特性であって、一般的目的の手段の特定の組を実施しない場合

(89) 実用新案の従属クレームは、実用新案をその実施又は使用の特定の事例においてのみ特徴付ける特徴により、独立クレームに示された実用新案の1組の本質的特徴を展開及び(又は)詳細化する。

(90) 従属クレームの限定部分は、原則として、独立クレームに示された概念と比較して省略された一般的概念と、この従属クレームが関係する独立及び(又は)従属クレームへの参照とからなる。

従属クレームの複数のクレームに対する直接的な従属(多重の従属関係)を表現するためには、選択肢を使用してそれらを参照する(例えば、「…クレーム3又は4に記載の…」, 「…クレーム2から6までの何れかに記載の」など)。多重の従属関係を有するクレームは、多重の従属関係を有する他のクレームの基礎を形成してはならない。

(91) 実用新案の従属クレームは、それが従属するクレームに記載された実用新案の特徴を置き換え、又は除外する方法により記載すべきではない。

(92) 限定部分及び識別部分を含む実用新案のクレームが使用される場合は、従属項は、実用新案のクレームの識別部分及び限定部分の両方の特徴を参照することができる。

(93) 特徴は、実用新案を静止状態で特徴付ける方法によりクレームに記載する。装置の構造要素の性能を特徴付ける際は、その可動性、それによる一定の機能の実現可能性(例えば、「制動可能性を有する」、「固定可能性を有する」など)を表示することが認められる。

(94) 装置の特徴は、特定の有形手段として提示する必要はない。これらの特徴は、専門家が公知の有形手段によるこれらの機能の実施可能性に疑義がない場合は、これらの手段の機能的特性により記載することができる。

例えば、装置が部品を冷却するために用いられるファンを備えている旨を表示する代わりに、装置がノードを冷却するための手段を備えている旨を表示することができる。ただし、この手段自体の特性が提案の要旨に影響を及ぼさないことを条件とする。

(95) 周知の対象におけるノードの改善に関して言えば、実用新案のクレームの限定部分において、この対象の不可欠な部分であるそのすべての本質的特徴を列挙する必要はない。

(96) 実用新案のクレームが、一般的定義が困難である択一的手段の使用によって特徴付けられる場合は、これらの手段は、それらを「又は」という接続詞を介して列挙することによって表現することができる。

## 第13節 要約

(97) 要約は、情報目的のためにのみ作成される。これは、実用新案の簡単な説明を含むべきである。

(98) 要約には、次の事項を表示しなければならない。

98.1. 実用新案の名称，名称から明確でない場合は，実用新案が属する技術分野及び(又は)範囲

98.2. クレームの自由記載，好ましくは各独立クレームのすべての本質的特徴を保持するものによって特徴付けられた実用新案の要旨

(99) 本文が図面への参照を含む場合は，その図面を要約に含める。

出願における要約に明記され，図面によって示された各特徴には，参照符号を添えなければならない。

(100) 要約の量は，実用新案の内容により可能である場合は，150語を超えるべきではない。



## 第14節 数式及び記号，用語及び表記

(101) 明細書，実用新案のクレーム，要約においては，数式及び記号を使用することができる。

(102) 実用新案のクレームは，実用新案を理解するために使用が必要な数式を含むことができ，例えば，寸法の比を特徴付けることができる。

(103) 数式は，実用新案のクレームにおいて異なる場所を占めることができる。

(104) 数式に含まれるすべての文字表示は解読する。  
文字表示の復号は，式におけるその適用順で示す。

(105) 数学記号，例えば， $>$ ， $<$ ， $=$ などは，数式においてのみ使用し，本文においては，言葉(…を超える，…未滿，…に等しい)により記載すべきである。

(106) 正值の間の区間を表示するためには，「—」符号(から及びまで)の使用が認められる。他の場合では，「から」及び「まで」という語を記載すべきである。

(107) 値を百分率として表現する際は，パーセント記号(%)を数字の後に置く。

(108) 寸法及び重量の単位は，メートル法の単位で表現し，又は最初に他の単位系で表現された場合は，これらの単位に変換する。

(109) 熱，エネルギー，光，音，磁力を表示する際並びに数式及び電気単位を記載する際は，国際慣行において採用された規則を遵守する。化学式を記載する際は，一般的に使用される記号，原子量及び分子式を使用すべきである。

(110) 実用新案のクレーム，明細書，要約及び説明資料においては，標準化された用語，名称及び略称を使用し，それらが存在しない場合は，科学技術文献において一般に認められたものを使用する。

科学技術文献において非科学的と分類された概念を使用することは認められない。

科学技術文献において広く使用されない用語，名称及び略称を使用する際は，その意味を本文において最初の使用時に説明する。すべての記号は解読する。

(111) 実用新案の明細書及びクレームにおいては，用語統一を遵守し，すなわち，明細書の本文及び実用新案のクレームにおける同一の特徴は，同一に呼称する。  
用語統一に係る要件は，物理量の次元及び使用される慣用表現にも適用される。

(112) 実用新案出願書類は，公の秩序及び道徳に反する表現，図面，絵画，写真及び他の資料(象徴及び持物を表すものを含む)，発効した裁判所の決定に基づいて過激派資料と認めら

れる情報製品，他人の実用新案及び他の創作的活動の成果物に関する軽蔑的記載並びに実用新案又は対応する技術水準に関係しない情報を含んではならない。

## 第 15 節 紙面で提出する場合における実用新案出願書類の記載に係る要件

(113) すべての実用新案出願書類は、標準的な複写又は走査手段を使用して書類を直接的に複製することによって、無制限の数の判読可能な写しを取得することができる方法により、厚手の白色の滑らかな非光沢紙に作成しなければならない。

(114) 各実用新案出願書類(願書、実用新案の明細書、実用新案のクレーム、図面、要約)は、新たなページから始めなければならない。

(115) 各用紙は、1枚の用紙の両面に作成される出願を除き、片面のみを使用しなければならない。

各用紙は、縦向きで使用しなければならない。

(116) 用紙は、しわ、破れ又は折れ曲がりを含むべきではない。

(117) 用紙は、抹消、訂正、記入及び挿入を含むべきではない。内容の明確性に疑義がなく、高品質複製に係る要件に違反しない場合は、この規則の例外を認めることができる。

(118) 実用新案出願のすべての用紙は、閲覧する際に、容易にめくることができ、容易に分離することができ、かつ、複製のために分離された場合に再度結合することができる方法により固定しなければならない。

(119) 実用新案出願を行う際の用紙の余白は、きれいでなければならない。

実用新案出願の用紙は、A4判(210×297mm)でなければならない。

図面を含む実用新案出願の用紙において、使用可能領域のサイズは、170×262mmを超えてはならない。用紙は、使用又は使用可能領域の周りに境界線を有するべきではない。

(120) 各実用新案出願書類の2ページ目以降には、アラビア数字で連続番号を付さなければならない。

(121) 用紙番号は、用紙の上部又は下部の中央に記し、余白に記すべきではない。

(122) 願書、実用新案の明細書、実用新案のクレーム及び要約は、印刷しなければならない。

図示記号及び符号、化学式又は数式は、必要であれば、手書きし、又は描画することができる。

(123) 実用新案の明細書、実用新案のクレーム及び要約の文字は、大文字が少なくとも2.1mmの高さのフォントにより1.5行間隔で印刷する。文字は、消去できず、黒色であるべきである。

(124) 願書， 実用新案の明細書， 実用新案のクレームは， 図面を含んではならない。

(125) 実用新案の明細書及び要約は， 表を含むことができる。

(126) 表及び化学式又は数式は， 縦向きで置くことができない場合は， 用紙に横向きで置くことができる。表又は化学式若しくは数式が横向きで配置された用紙は， 表及び式の上部が用紙の左辺に来る方法により提示しなければならない。

(127) 図面は， 色付けなしに， 同一の太さ及び十分な明確性の， 十分に濃厚な， 耐久性のある黒色の線及び筆遣いにより作成する。

断面は， 参照符号及び主要な線の明確な読取を妨げない斜めの網掛けにより示す。

(128) 図面の縮尺及びその作図の明確性は， 2/3 の線縮尺により写真複製した場合に， すべての細部を容易に識別することができるようなものでなければならない。

(129) 図面中のすべての数字， 文字及び引出線は， 単純かつ明確でなければならない。数字及び文字は， 括弧， 丸囲み又は引用符に入れるべきではない。

(130) 図面中のすべての線は， 通常， 描画ツールを使用して作成する。

(131) 図の各要素は， この図の他のすべての要素と適切な比率で作成する。ただし， 他の比率が図のより明確なイメージのために必要である場合はこの限りでない。

(132) 図示画像における数字及び文字の高さは， 3.2mm 未満とすべきではない。

(133) 1 枚の図面用紙に複数の図を置くことができる。2 枚以上の用紙に位置する図が単一の図を構成する場合は， それらの図は， 異なる用紙に描写された何れの図の何れの部分も欠けることなく図を配置することができるように配置する。

(134) 個々の図は， 用紙ができる限り埋まるように用紙に配置する。図を縦向きで置き， 互いに明確に分離することが望ましい。図が縦向きでない場合は， それらの図は， 図の上部が用紙の左辺に来るように横向きで置くべきである。

(135) 各図示画像には， その種類に拘らず， 明細書の本文において言及されている順序に従って， 単一番号付けの手順により図として番号を付す(図 1， 図 2 など)。明細書が 1 の図によって説明される場合は， 当該図には， 番号を付さない。

(136) 図面に示された装置の構造要素は， 実用新案の明細書に従ってアラビア数字によって表示する。実用新案の明細書の本文における構造要素の番号表示は， それが言及する語の直後に表示すべきである。

複数の図に提示された同一の要素は， 同一の番号によって表示する。異なる図に提示された

異なる要素を同一の番号により表示すべきではない。明細書において言及されていない参照符号は、図面に出現せず、逆もまた同様である。同一の参照表示は、明細書の本文全体を通じて図面の同一の要素に対応しなければならない。

図面中に多数の参照符号が存在する場合は、すべての参照符号及びこれらの符号が言及する要素の名称を列挙した別紙を添付することが推奨される。

(137) 図面は、「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「A-Aに沿った断面」などの必要な個々の又は複数の語、電気回路、ブロック図又は工程図を描写する際は、理解するための少数の簡単なキーワードを除き、如何なる記入も含むべきではない。

図面における寸法は、表示しない。必要であれば、寸法は、明細書に示す。

(138) 図面において使用される語は、翻訳中に図面の線の妨げになることなく貼り付けることができる方法により配置する。

(139) 情報源の書誌データは、そこから情報源を見出すことができる方法により表示する。情報源の書誌データは、明細書の最後に示し、明細書の本文において情報源を参照する。

(140) (113)から(139)までの要件は、実用新案出願を行った後に特許庁に提出される書類(例えば、補正、翻訳文を含むページ)の作成にも適用される。

## 第 15-1 節 AIS「電子出願」を通じた実用新案出願の特徴

(140-1) AIS(電子出願)を通じて提出される願書は、AIS(電子出願)によって電子書類の形態で生成する。

AIS(電子出願)を通じて提出される他の実用新案出願書類(実用新案の明細書、実用新案のクレーム、図面、要約)は、第 6 節から第 15 節までの要件に従って作成し、電子書類又は紙面による書類の電子的な写しの形態で作成する。

(140-2) 実用新案出願書類(願書、実用新案の明細書、実用新案のクレーム、図面、要約)には、個人鍵の所有者が出願人又はその代理人である電子デジタル署名により署名する。

出願人が法人である場合は、実用新案出願書類には、秘密鍵の所有者がこの法人の長又はこの長によって実用新案出願に署名する権限を付与された者である電子デジタル署名により署名する。

電子デジタル署名による署名は、ベラルーシ共和国の電子デジタル署名を検証するための国家公開鍵管理システムにおいて公開鍵証明書が発行された秘密鍵を使用して実施される。

実用新案出願に署名した者の権限の確認は、ベラルーシ共和国法「電子書類及び電子デジタル署名に関して」に従って実施される。

出願人又はその代理人が実用新案出願に署名する権限の確認は、AIS(電子出願)によって、提出された属性証明書に含まれる情報を使用して又は秘密鍵の所有者がその代理として出願が行われた法人である電子デジタル署名を検証することによって実施される。

(140-3) 各実用新案出願書類は、願書及び図面を除き、文字による書類又は書類の文字部分を変換することによって作成された別個の pdf 又は PDF/A ファイルとして提示しなければならない。pdf 形式の実際のページサイズは、A4 ページのサイズと一致しなければならない。

図面は、300DPI の解像度を有する.tif 又は.jpg 形式の別個のファイルとしてモノクロで提出する。ファイルサイズは、5MB を超えてはならない。

実用新案出願に添付される書類は、pdf 又は PDF/A 形式の別個のファイルとして提出しなければならない。pdf 形式の実際のページサイズは、A4 ページのサイズと一致しなければならない。

出願書類のパスワード保護は認められない。

(140-4) AIS(電子出願)を通じて提出された書類が所定の技術的要件を満たさない場合は、当該書類は考慮されず、それに関して出願人に通知される。

## 第 16 節 特許庁に出願された後に提出される実用新案出願資料に係る要件

(141) 特許庁における実用新案出願の審査は、ベラルーシ語又はロシア語により実施される。特許庁に出願を行った後に出願人が外国語により提出するすべての資料には、適切な翻訳文を添付しなければならない。翻訳文の正確性は、出願人又はその代理人が証明しなければならない。翻訳文が提出されるまで、資料は、受領されていないとみなされる。

(142) 出願を行った後に特許庁に提出され、読取を困難にするデザイン上の欠陥を有する資料及び出願人又はその代理人でない者によって提出された資料は、審査されない。当該資料を提出した者には、適切な通知が送付される。

(143) 出願人又はその代理人の代理として特許庁に提出される資料が本規則に規定する要件に違反して作成された場合は、その提出に関連して出願人が行った行為は無効とみなされ、提出された資料は、審査のために受理されず、それに関して出願人に通知される。

(144) 実用新案出願に関する通信は、出願人又はその代理人が各実用新案出願について別個に実施する。

(144-1) AIS(電子出願)を使用して行われた実用新案出願に関する通信を実施する際は、出願人は、実用新案出願に関する通信を、AIS(電子出願)を通じて電子書類若しくは紙面による書類の電子的な写しの形態で又は紙面で直接的に若しくは公共郵便サービスを使用して特許庁に送付することが認められる。

AIS(電子出願)によって自動的に生成された情報メッセージは、参照のためのものにすぎず、出願に関する通信を構成しない。

(144-2) 出願人が AIS(電子出願)を通じて送付する実用新案出願に関する通信は、(140-3) 第 2 段及び第 3 段に規定する要件に従って作成しなければならない。

(144-3) AIS(電子出願)を通じて実用新案出願を行い、実用新案出願に関する通信を送付する場合は、実用新案出願の受領日及び実用新案出願に関する通信の送付日は、AIS(電子出願)によって自動的に設定される。

(145) 実用新案出願を行った後に送付される資料は、特許庁によって割り当てられた実用新案出願の番号に言及しなければならない。

実用新案出願番号を含まない資料は、実用新案出願番号を間接的に確定することができない場合は、審査されない。当該資料を提出した者には、適切な通知が送付される。

(146) 特許庁に提出される資料には、出願人又はその代理人が署名しなければならない。

(147) 法人の代理として提出される資料には、その長又は法人の設立書類若しくは正規に作成された委任状によって権限を付与された他の者が署名し、署名者の役職、姓及びイニシヤ

ルの表示を含まなければならない。

法人の代理として提出される資料は、署名する権限を付与された者が署名したカバーレターとともに提出される場合も、署名する権限を付与された者によって署名されたとみなされる。

(148) 法人が送付する通信は、この法人のレターヘッドで提出しなければならない。通信を作成する際は、コーナースタンプを使用することが認められる。

(149) 提出期限前に送付された実用新案出願に関する書類又は出願人若しくはその代理人又は他の者が自己の発意により送付した書類であって、ファクシミリ又はこの書類のファクシミリ画像で電子メールによって送付されたものは、その原本が期限の満了日から1月以内に受領された場合は、適時に提出されたとみなされる。

(150) (149)に列挙した通信手段によって先に送付された書類の原本を提出する際は、提出された書類が前に送付されたものの原本である旨を表示する必要がある。

(151) ファクシミリ又は電子メールによって受領された書類又はその一部が判読不能又は不完全である場合は、これは受領されなかったとみなされ、それについて書類の送付者に書面で通知される。



## 第 17 節 実用新案出願資料に対する補正及び明確化

(152) 出願人は、特許庁が実用新案特許を付与する又はその付与を拒絶する決定を下す前に、実用新案の要旨を変更しない実用新案出願書類の補正及び明確化を行う権利を有する。実用新案出願資料における明白かつ技術的な誤記の訂正は、実用新案の実用新案登録簿への登録日前に行うことができる。

明白な誤記は、実用新案出願において明確に示唆された内容以外のことが記載されたことにより発生する誤記とみなされる。

技術的誤記は、単語の不正確な綴りに起因する文法及び綴り上の誤記、誤植及び情報源の書誌データの表示の誤記の存在などを含む。

(153) 実用新案出願資料の補正及び明確化は、補正された関連する実用新案出願書類の差替用紙を提出することによって実施される。差替用紙は、関連する実用新案出願書類に係る要件に従って作成し、補正される実用新案出願書類の各部について提出する。差替用紙のカバーレターには、差し替えられる用紙と差替用紙との相違点を表示し、変更が行われる理由の説明を含む。

実用新案のクレームに対する変更が行われた場合は、カバーレターは、行われる変更の正当性を確認する元の明細書及び(又は)実用新案のクレームのページ及び段落への参照も含む。この場合、差替用紙に加えて、変更が手書きされた差し替えられる用紙の写しを提出しなければならない。

(154) 補正が誤植、書誌データの表示の誤りに関係し、書類の補正が直接的な複製の際に明確性の観点から負の結果をもたらさない場合は、差替用紙を提出することなく出願人からの書簡に補正の必要性を明示することができる。

(155) 実用新案出願資料に対して出願人の発意により補正及び明確化が行われた場合は、補正及び明確化された資料と同時に、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を特許庁に提出する。

所定の特許手数料の納付に関する書類は、それが存在しないことについての通知を出願人に送付した日から 3 月以内に提出することができる。

(156) 手数料の納付を確認する書類が所定の期間内に提出されない場合は、実用新案出願資料の補正及び明確化は考慮されず、それに関して出願人に通知される。

(156-1) 出願人が特許庁からの要請を受領した後及び当該要請を受領することなく提出した補正又は明確化が、本規則に規定する実用新案出願資料に対する要件の違反を排除することを目的とする場合は、出願人の発意による実用新案出願書類の補正又は明確化とみなされない。

(157) 特許庁は、実用新案出願に対して行われた変更について出願人に通知する。

## 第 18 節 実用新案の創作者の表示に対する変更

(158) 出願に明記されていない者の実用新案の創作者の一覧への包含及び(又は)実用新案の創作者として出願に表示された者の実用新案の創作者の一覧からの除外は、特許庁が実用新案特許を付与する又はその付与を拒絶する決定を下す前に提出された創作者の構成の変更起因する実用新案の創作者の表示の補正を求める出願人の申請に基づいて実施される。

(159) 創作者の構成の変更に関連する実用新案の創作者の表示に対する変更申請は、ロシア語又はベラルーシ語により提出し、関連する実用新案出願の番号を含み、すべての利害関係人、すなわち、出願人、創作者(創作者の表示に包含される者及び(又は)表示から除外される者を含む)が署名しなければならない。

実用新案の創作者の構成の変更に関するすべての利害関係人が同意しない場合は、実用新案の創作者の表示に対する変更は、裁判所の決定に基づいて行われる。

(159-1) 創作者の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)その居住地(滞在地)住所の変更は、実用新案の実用新案登録簿への登録日前に提出された、創作者の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)その居住地(滞在地)住所の変更に関連する実用新案の創作者の表示に対する変更申請に基づいて実施される。

(159-2) 創作者の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)その居住地(滞在地)住所の変更に関連する実用新案の創作者の表示に対する変更申請は、ロシア語又はベラルーシ語により提出し、関連する実用新案出願の番号、その変更の前後の創作者の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)その居住地(滞在地)住所を含み、出願人及び当該変更が行われる創作者が署名しなければならない。

(159-3) (159)及び(159-1)に規定する申請は、SCST が規定する様式により紙面で提出する。

(160) (159)及び(159-1)にいう申請には、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を添付しなければならない。特許手数料の納付に関する書類は、それが存在しないことについての通知を出願人に送付した日から3月以内に提出することができる。

所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類が提出されない場合は、(159)及び(159-1)に規定する申請は、審査のために受理されず、特許庁は変更を行わず、それについて出願人に5日以内に通知される。

創作者の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)その居住地(滞在地)住所の変更があった場合は、(159-1)に規定する申請には、変更を確認する書類も添付する。

(160-1) AIS(電子出願)を通じて、(140-3)第3段に規定する要件に従って紙面による書類の電子的な写しの形態で作成された、(159)及び(159-1)に規定する申請の写しを提出することが認められる。

第1段に規定する場合における紙面による申請の原本の提出は必要とされない。必要であれ

ば、特許庁は、適切な要請を送付することによって、当該申請書の原本を請求することができる。

(161) 特許庁は、実用新案出願に対して行われた変更について出願人に通知する。

## 第19節 出願人の表示に対する変更

(162) 実用新案特許を取得する権利を移転して、出願人である法人の名称、出願人の姓、名及び父称を変更する際は、実用新案の実用新案登録簿への登録日前に出願人の表示の変更を行う。

(163) 出願人又は特許を取得する権利を移転される者が、特許を取得する権利の移転による出願人の表示に対する変更を行うためには、承継の結果としての実用新案特許を取得する権利の移転による出願人の表示に対する補正申請又は契約に基づく実用新案特許を取得する権利の移転による出願人の表示に対する補正申請を特許庁に提出する。これらの申請は、SCSTが規定する様式に従って紙面で提出する。

(163-1) 承継の結果としての実用新案特許を取得する権利の移転による出願人の表示に対する変更申請は、ロシア語又はベラルーシ語により提出しなければならない。次の事項を含まなければならない。

163-1. 1. 出願人の表示の補正請求及びその実施の根拠

163-1. 2. 関連する実用新案出願の番号

163-1. 3. 承継の前後の個人の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)法人の設立書類に従う完全名称

163-1. 4. 承継人の居住地(滞在地)又は所在地

163-1. 5. 郵便物の名宛に関する規則に従う通信宛先並びに電話、ファクス及び電子メールアドレス(ある場合)

(163-2) (163-1)に規定する申請には、出願人の承継人である者が署名しなければならない。

(164) 契約に基づいて特許を取得する権利を移転する際の出願人の表示の補正申請は、ロシア語又はベラルーシ語により提出し、次の事項を含まなければならない。

164. 1. 出願人の表示の補正請求及びその実施の根拠

164. 2. 関連する実用新案出願の番号の表示

164. 3. 特許を取得する権利の移転に関する契約の当事者である個人の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)法人の設立書類に従う完全名称

164. 4. 特許を取得する権利を受ける者の居住地又は所在地

164. 5. 郵便物の名宛に関する規則に従う通信宛先並びに電話、ファクス及び電子メールアドレス(ある場合)

(165) 契約に基づいて特許を取得する権利を移転する際の出願人の表示の補正申請には、特許を取得する権利の移転に関する契約の当事者である者が署名しなければならない。特許を取得する権利の移転に関する契約の当事者が法人である場合は、申請には、この法人の長又は署名する権限を付与された者が署名し、署名者の役職を表示する。

(166) (163)にいう申請には、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を添付しなければならない。この書類は、それが存在しないことについての通知を出願人に送付した日から3月以内に提出することができる。

所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類が所定の期間内に提出されない場合は、(163)に規定する申請は、審査のために受理されず、特許庁は変更を行わず、それについて出願人に5日以内に通知される。

(167) 出願人の姓、名、父称(ある場合)若しくは名称及び(又は)その居住地(滞在地)若しくは所在地の住所の変更があった場合は、出願人の姓、名、父称(ある場合)若しくは名称及び(又は)その居住地(滞在地)若しくは所在地の住所の変更に関連する実用新案特許出願における出願人の表示に対する補正に関する申請を、ロシア語又はベラルーシ語により特許庁に提出する。当該申請は、関連する実用新案出願の番号、その変更の前後の出願人の姓、名、父称(ある場合)若しくは完全名称及び(又は)その居住地(滞在地)若しくは所在地の住所を含み、出願人が署名しなければならない。当該申請は、SCSTが規定する様式により紙面で提出する。

(168) (167)に規定する申請には、次のものを添付しなければならない。

168.1. 出願人の姓、名、父称(ある場合)若しくは名称及び(又は)その居住地(滞在地)若しくは所在地の住所の変更を確認する書類

168.2. 所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類。特許手数料の納付に関する書類は、この書類が存在しないことについての通知を出願人に送付した日から3月以内に提出することができる。

所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類が所定の期間内に提出されない場合は、(167)に規定する申請は、審査のために受理されず、特許庁は変更を行わず、それについて出願人に5日以内に通知される。

(168-1) 出願人の表示の変更が特許庁との実務を実施する代理人の権限の終了及び(又は)その姓、名、父称(ある場合)、名称の変更を伴わない場合は、AIS(電子出願)を通じて、(140-3)第3段に規定する要件に従って紙面による書類の電子的な写しの形態で作成された、(163)及び(167)に規定する申請の写しを提出することが認められる。

第1段に規定する場合における紙面による申請の原本の提出は必要とされない。必要であれば、特許庁は、適切な要請を送付することによって、当該申請書の原本を請求することができる。

(169) 特許庁は、出願人の表示に対して行われた変更について出願人に通知する。

## 第 20 節 実用新案出願の発明出願への変更

(170) 実用新案特許を付与する決定の日まで、特許の付与を拒絶する決定があった場合は、当該決定に対する審判請求期間が満了するまで、出願人は、出願日が設定された実用新案出願を発明出願に変更する権利を有する。

(171) 実用新案出願の発明出願への変更申請が受領されたときは、次の事項が検査される。

- ・申請が(170)に規定する期間内に提出されたか否か
- ・実用新案出願の発明出願への変更に係る特許手数料の納付を確認する書類の存在

(172) 実用新案出願の発明出願への変更申請の提出期限を遵守しない場合は、出願の変更を行うことができない旨が出願人に通知される。

申請とともに手数料の納付を確認する書類を提出しない場合は、この申請は提出されなかったとみなされ、それについて出願人に通知される。

(173) 変更が行われなかった実用新案出願は、実用新案出願のままであり、その更なる審査は、本規則に従って実施される。

(174) 実用新案出願の発明出願への変更申請が所定の期間内に提出され、それとともに、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類が提出された場合は、変更について出願人に通知される。

(175) 取り下げられた実用新案出願に関しては、実用新案出願の発明出願への変更は実施されない。

(176) 出願人によって提出された実用新案出願の発明出願への変更申請の取下げを求める出願人からの申請が受領されたときは、変更は行われぬ。ただし、申請が出願人への変更についての通知が送付される前に受領されたことを条件とする。

出願人の請求による出願の変更に係る納付された手数料は、所定の手続に従って還付し、又は相殺することができる。

(177) 実用新案出願の発明出願への変更に係る通知を出願人に送付した後に、出願人によって提出された実用新案出願の発明出願への変更申請の取下げを求める出願人からの申請が受領されたときは、出願の逆の変更及び納付された手数料の還付は行われぬ。

(177-1) 実用新案出願が AIS(電子出願)を使用して行われた場合は、実用新案出願の変更に関する通知を出願人に送付した後に、発明出願に関する更なる事務は、紙面で実施される。

(178) 実用新案出願を発明出願に変更する際は、出願人は、実用新案出願について条約優先権が請求された場合は、変更申請の提出日から 3 月以内に、最初の実用新案(発明)出願の写しを提出しなければならない。

### 第 III 章 実用新案出願の審査

#### 第 21 節 実用新案出願の審査の条件及び内容。実用新案出願の出願日

(179) 実用新案出願の審査は、法第 23 条(4)に規定する期間内に実施される。

(180) 実用新案出願を審査する際は、実用新案の特許性の要件への適合の検証は実施されない。

(181) 実用新案出願の審査中に、次の事項が検査される。

181.1. 実用新案出願に含まれ、又は添付されなければならない書類の存在

181.2. 所定の特許手数料の正確な納付を含む、実用新案出願書類に係る所定の要件への適合

181.3. 提案された提案が実用新案として保護される対象に関係するか否か

(182) 実用新案出願の審査中に、実用新案出願の出願日及び実用新案の優先権が確定される。

(183) 特許庁への実用新案出願の出願日は、出願人が特許の付与を求める願書、明細書及び明細書に図面への参照が存在する場合は、図面を提出した日とする。

出願人がこれらの書類を同時に提出しなかった場合は、出願日は、特許庁が提出された書類のうち最後のものを受領した日とする。

(184) 出願人が実用新案出願に対応する国際出願の国内審査段階への移行の申請を特許庁に提出した場合における実用新案出願の出願日は、受理官庁によって確定された出願の国際出願日とみなされる。

(185) 分割実用新案出願の出願日は、実用新案出願が分割された当初の実用新案出願の特許庁への出願日とする。

(185-1) 特許庁が、実用新案出願が複数の出願人によって行われ、法人でない組織が出願人の 1 として表示されていることを確定した場合は、通知を出した日から 3 月以内に、法人でない組織である出願人の表示からの除外に関する出願資料に対する変更を行う必要性について、実用新案特許を取得する権利を所有する他の出願人に通知される。所定の期間内に出願人の表示に対する変更が行われない場合は、実用新案出願に関して実用新案特許の発行を拒絶する決定が下され、それについて出願人に 5 日以内に通知される。

(185-2) 特許庁が、単独出願人として出願に表示された組織が法人でないことを確定した場合は、実用新案出願に関して実用新案特許の発行を拒絶する決定が下される。

## 第 22 節 所定の特許手数料の正確な納付の検証

(186) 所定の特許手数料の納付の正確性を検査する際は、次の事項が検査される。

- ・ 納付期間の遵守及び納付書類の提出
- ・ 納付された金額の所定の金額への適合

(187) 実用新案出願及びその審査の実施に係る特許手数料の納付を確認する書類が法第 14 条(4)に規定する期間内に提出されない場合は、実用新案出願の受理を拒絶する決定が下され、それについて出願人に 5 日以内に通知される。

(188) 所定の金額に満たない金額の特許手数料が納付された場合は、当該手数料を納付する必要性について出願人に通知され、出願人は、出願人が通知を受領した日から 2 月以内に、追加納付を確認する書類を提出しなければならない。  
追加納付を確認する書類が所定の期間内に特許庁によって受領されなかった場合は、出願人に対し、実用新案出願の受理を拒絶する決定を送付する。

(189) 特許手数料の納付の正確性を検証する際は、法律に規定する利益の適用可能性が確定される。



## 第 23 節 クレームされた解決手段が実用新案として保護される対象に帰属することの検証

(190) 実用新案の特許性を検査する際は、クレームされた実用新案が法的保護を付与されない対象に属するか否かが決定される。

(191) 実用新案出願の審査の結果として、当該出願が実用新案として保護される対象に関係しない提案に基づくこと又は製品の外観のみに関係し、審美的必要性を満たすことを目的とする、公益、人道上の原則及び道徳に反する解決手段に関係することが確定された場合は、出願に関して特許の付与を拒絶する決定が下される。

(192) 実用新案の何れかのクレームに記載された対象が実用新案として保護される対象に該当しない場合は、出願人に対し、特許の発行を拒絶する根拠として用いることができる主張及び当該主張に反論することの提案を記載した要請を送付する。

当該提案が 1 群の実用新案の一部としてクレームされたことが確定された場合は、出願人に対し、当該提案を実用新案のクレーム及び明細書から削除するよう勧める。

出願人が、その応答において、審査の主張に反論せず、要請において提案された変更を加えた実用新案のクレームを提出しなかった場合は、特許の付与を拒絶する決定が下され、それについて出願人に 5 日以内に通知される。

## 第 23-1 節 実用新案の優先権の確定

(192-1) 実用新案の優先権は、法第 16 条に規定する理由により確定される。

(192-2) 出願人が条約優先権を請求した場合は、次の事項が検査される。

192-2.1. 請求された条約優先権の表示の存在

192-2.2. 出願人による法第 16 条(3)第 1 段に規定する条約優先権の請求を伴う実用新案出願を行う期限の遵守。条約優先権の主張を伴う実用新案出願が期限後、ただし、その満了日から 2 月の満了前に受領された場合は、出願人は、出願を期限内に提出することができなかつた不責事由を表示した、当該出願を行う期限の延長請求を提出しなければならない。申請には、条約優先権の主張を伴う実用新案特許出願を行う期間の延長に係る特許手数料の納付を確認する書類を添付しなければならない。

(192-3) 出願人が法第 16 条(4)に従う同一の出願人の先に行われた実用新案出願の追加資料の受領日による実用新案の優先権を主張した場合は、次の事項が検査される。

192-3.1. 請求された優先権の表示の存在

192-3.2. 出願人による法第 16 条(4)に規定する追加資料の受領日に基づく優先権の主張を伴う実用新案出願を行う期限の遵守

192-3.3. その受領日に従う優先権が主張される追加資料における実用新案の開示(これらの資料が提出された原実用新案出願の内容を考慮する)

(192-4) 出願人が法第 16 条(5)に従う同一の出願人の先の実用新案出願の特許庁への出願日による実用新案の優先権を主張した場合は、次の事項が検査される。

192-4.1. 請求された優先権の表示の存在

192-4.2. 出願人による法第 16 条(5)に規定する特許庁が同一の出願人の先の実用新案出願を受領した日に基づく優先権の主張を伴う実用新案出願を行う期限の遵守

192-4.3. 先の実用新案出願における実用新案の開示。ここで、先の実用新案出願は、先の優先権を主張すべきではない。

先の実用新案出願の特許庁への出願日による優先権を請求した場合は、先の実用新案出願について特許の付与を拒絶する決定が下され、それについて出願人に 5 日以内に通知される。

(192-5) 出願人が法第 16 条(6)に従う分割実用新案出願に基づく実用新案の優先権を請求した場合は、次の事項が検査される。

192-5.1. 請求された優先権の表示の存在

192-5.2. 出願人による法第 16 条(6)に規定する分割実用新案出願の優先権の主張を伴う実用新案出願を行う条件の遵守

192-5.3. 原実用新案出願における実用新案の開示

分割実用新案出願に基づく優先権を確定する際は、当初の実用新案出願の出願日、当初の実用新案出願について先の優先権を確定する権利が存在する場合は、この優先日が、その出願日と認められる。

(192-6) 出願人は、実用新案の異なるクレームに関する複数の優先権を請求することができるが、各優先権が主張される特定のクレームを表示する必要がある。出願人によって表示された複数の優先権を請求する理由に応じて、出願人による(192-2)から(192-5)までに規定する関連する条件への適合が確定される。

(192-7) 法第16条(4)から(6)までに従う1又は複数の優先権は、優先権の主張の基礎とする実用新案出願又は優先権の主張の基礎となる追加資料が提出された実用新案出願が取り消されておらず、又はそれに関して実用新案特許の発行を拒絶する決定が下されていないことを条件として確定することができる。

(192-8) 出願人による優先権の主張の基礎となる先に提出された資料(先に行われた実用新案出願、追加資料)における実用新案の開示の条件への適合を検査する際は、資料(先に行われた実用新案出願の明細書、クレーム、追加資料の文字部分)における実用新案のクレームに含まれるすべての特徴の表示の存在が検査される。

(192-9) 出願人が(192-2)から(192-8)までに規定する条件に適合している場合は、実用新案に関して主張された優先権が確定される。

(192-10) 出願人が(192-2)から(192-8)までに規定する条件の少なくとも1に適合していない場合は、実用新案の優先権は、(出願人に事前に通知して)特許庁への実用新案出願の出願日に基づいて確定される。

多項クレームのクレーム1に記載された実用新案に関してこれらの条件が満たされていない場合は、特許庁への実用新案出願の出願日による優先権は、対応するクレームによってのみ確定される。

## 第 24 節 実用新案出願における不足資料又は補正資料の請求

(193) 実用新案出願の審査中に、実用新案出願がすべての必要書類を含まず、又はその要件に違反して作成されたことが確定された場合は、発見された不備を表示した要請及び要請を送付した日から 3 月以内に、不足又は補正書類を特許庁に提出することの提案が出願人に送付される。

(194) 要請の理由は、次の事項であり得る。

194. 1. 出願において(7)及び(14)に規定する書類の少なくとも 1 が存在しないこと(特許の願書を除く)

194. 2. 所要の部数の書類がないこと

194. 3. 実用新案出願書類の不正確な作成(例えば、署名がないこと)

194. 4. 実用新案の単一性に係る要件に違反する場合は、実用新案出願の審査に係る更なる手続について出願人と協議する必要性

194. 5. 特許手数料の納付に関する問題について出願人と協議する必要性

194. 6. 実用新案の明細書、実用新案のクレーム、要約、図面に係る要件の違反の特定

194. 7. 委任状の所定の要件への不適合

194. 8. 実用新案出願資料に含まれる情報における矛盾の特定

194. 9. 審査の完了を妨げる他の不備の特定

(195) 実用新案の単一性の要件に適合していない場合は、出願人に対し、要請を送付した日から 3 月以内に、何れの実用新案を審査すべきかを表示し、関連する書類を明確化しよう提案する要請を送付するものとする。この場合、出願人は、他の実用新案又は単一性要件を満たす実用新案の群について 1 又は複数の分割出願を行うことができる。

(196) 1 群の実用新案が単一の創作的概念を形成するように相互に関連するか否かの決定は、これらの実用新案が別個のクレームにおいてクレームされているかあるいは 1 のクレームにおいて択一的にクレームされているかに拘らず下される。

(197) 明細書が、出願人が出願とともに提出していない図面への参照を含む場合は、出願人に対し、不足図面を提出し、又はこれらの図面に関する情報を明細書から除外するよう勧める。

(198) (193) 及び(195) に規定する出願人が特許庁の要請により正規に作成された書類を提出する期間は、この期間の満了前に受領された出願人の請求により、12 月を超えない期間、延長することができる。正規に作成された書類の提出期間の延長請求(期間の延長申請)には、特許庁によって要請された正規に作成された書類の提出に係る請求される延長期間を表示する。

(199) 期間の延長請求には、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を添付する。

(200) 期間の延長請求の提出に係る所定の期限に適合していない場合及び特許手数料の納付を確認する書類を提出しない場合は、期間の延長請求には応じられず、それについて出願人に通知される。

(201) 期間の延長請求が承認された場合は、当該期間の延長について出願人に通知される。

(202) 出願人が所定の期間内に請求された資料を提出せず、又は特許庁によって指摘された出願書類の不備を排除せず、又はその提出期限の延長請求を提出しなかった場合は、実用新案特許の発行を拒絶する決定が下され、それに関して出願人に5日以内に通知される。

## 第 25 節 出願人が自己の発意により又は特許庁の要請により提出した資料の検証

(203) 特許庁の要請により又は出願人の発意により提出された追加資料に関しては、出願人によるその提出に係る所定の期限への適合が検査される。

出願人の発意により提出され、実用新案出願資料を補正又は明確化する追加資料に関しては、追加資料とともに、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類が提出されているか否かが検査される。

(204) 出願人が、審査の要請において、追加資料を所定の期限に違反して提出したことが確定され、これらの期限が延長されなかった場合は、特許の発行を拒絶する決定が下され、それについて出願人に通知される。

所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類が存在しない場合は、当該書類を提出する必要性について出願人に通知される。この書類が通知を送付した日から 3 月以内に提出されない場合は、出願人によって変更又は明記された資料は、実用新案出願を審査する際に考慮されず、それについて出願人に 5 日以内に通知される。

(205) 出願人が自己の発意により又は特許庁の要請により提出した追加資料が受領されたときは、当該追加資料が実用新案の要旨を変更するか否かが検査される。

追加資料は、実用新案の元の明細書にないクレームに含まれるべき特徴を含む場合は、実用新案の要旨を変更すると認められる。

(206) 実用新案の特徴は、出願人によって提出された改訂クレームに含まれる場合のみでなく、出願人が当該包含を単に指示した場合にも、実用新案のクレームに含まれるべきとみなされる。

(207) 補足資料に示され、クレームに含まれる実用新案の特徴は、出願日時点の出願に含まれるクレーム又は明細書において言及されていなかった場合は、当初の実用新案出願資料にないと認められる。

(208) 元の実用新案出願資料において、実用新案の特徴が、その特定の実施形態を開示することなく一般的概念によって表現された場合は、追加資料における当該実施形態の提示であって、それを実用新案のクレームに含まれるべき特徴に帰属させるものは、追加資料を実用新案の要旨を変更するものと認める根拠となる。

(209) 明細書において最も近い類似物を含む先行技術に関してのみ言及された特徴は、当初の実用新案出願資料に含まれる実用新案の特徴に該当しない。

(210) 実用新案出願が 1 群の実用新案に属する場合は、元の実用新案出願資料に含まれる群の何れかの実用新案の特徴は、群のこの特定の実用新案に関して明細書において言及された特徴とみなされる。

例外は、実用新案の 1 が他の実用新案における使用を目的とする 1 群の実用新案である。同

時に、元の資料に含まれる 1 の実用新案であって、他の実用新案における使用を目的とするものの特徴も、この他の実用新案の特徴とみなされる。

(211) 追加資料が実用新案の要旨を変更すると認められた場合は、これに関して出願人に通知される。

## 第 26 節 実用新案の分類

(212) 実用新案を分類する際は、分類索引を選択する基礎は、実用新案のクレームである。

(213) 実用新案出願が IPC の複数のセクションに対応する複数の実用新案に関する場合は、関連するすべての分類索引が確定される。最初の索引の選択は、名称に反映された実用新案の目的によって決定される。



## 第 27 節 実用新案出願の審査への出願人の参加

(214) 実用新案出願の審査中に生じた問題は、出願人が参加して審査することができる。出願人が参加する実用新案出願の審査中に生じた問題の審査は、特許庁の提案により又は出願人の請求により、審査すべき問題を当事者が先に熟知した後に実施される。特許庁の問題は、要請に記載することができ、当該要請は、それらを出願人と共同で審査することの妥当性に関して追加的に通知し、出願人の質問は、実用新案出願の審査中に生じた問題の共同審査の請求に記載することができる。

特許庁からの要請を受領した場合は、出願人が当該要請において提起された問題の共同審査に参加する意思を有するか否かに拘らず、出願人は、当該要請に対する応答を法に規定する期間内に提出しなければならない。

(215) 出願人が参加する実用新案出願の審査中に生じた問題の審査の日時については、事前に合意する。

合意した時期に実用新案出願の審査に参加することができない当事者は、これについて他方当事者に直ちに通知しなければならない。

(216) 出願人が参加する実用新案出願の審査中に生じた問題の審査は、問題を審査官及び出願人が直接的に解決することができる場合は、交渉を通じて又は問題の解決に特許庁の外部から複数の専門家の参加が必要である場合は、専門家会議で実施される。

(217) 交渉又は専門家会議の結果に基づいて、参加者、当事者によって行われた主張及び提案に関する情報並びに参加者が到達した結論を含む議事録を 2 部作成する。

(218) 議事録には、交渉又は専門家会議のすべての参加者が署名する。1 部は実用新案出願資料に添付され、もう 1 部は出願人に送付される。

(219) 協議された問題に関する合意が存在しない場合は、議事録には、審査の参加者の反対意見を記録することができる。

## 第 28 節 実用新案特許の付与に関する決定

(220) 審査の結果として、実用新案出願が実用新案として保護される技術的解決手段について行われ、すべての必要書類を含み、これらの書類が本規則に規定する要件に適合して作成されたことが確定された場合は、実用新案特許を付与する決定が下される。

(221) 出願人に送付される実用新案特許を付与する決定は、特許を付与する決定を送付した日から 3 月以内に、実用新案の登録、特許の付与及び特許の効力の維持に係る手数料の納付を確認する書類を提出する必要性に関して通知する。特許を付与する決定の日に始まった特許有効期間の各納付済の満了した年度及び翌年度についての特許の効力の維持に係る特許手数料の納付は、特許の付与に係る特許手数料の納付と同時に行わなければならない。

(222) 実用新案特許を付与する決定には、出願人の責任の下で、実用新案が特許性の条件に適合しているか否かを検査することなく特許が発行される旨を記載する。

## 実用新案出願に関する情報調査の実施に係る手続に関する規則

(1) 本規則は、法第 23 条(10)に従って策定され、実用新案出願に関する情報調査(以下「情報調査」という)の実施及びそれに関する情報の提供に係る手続を決定する。

(2) 情報調査は、実用新案の新規性を評価することができる比較対象となる技術水準を決定するために実施される。

(3) 情報調査は、出願人又は利害関係人の請求により、適切な納付を条件として実施することができる。

(4) 第三者の申請の受領については、出願人に通知され、それに従って情報調査が実施される。

(5) 取り下げられた又は特許の付与を拒絶する決定が下された実用新案出願に関して情報調査請求が受領された場合は、当該請求に応じることができない旨が請求を提出した者に通知される。

(6) 情報調査請求の受領日時時点で、当該調査が既に実施されている場合は、情報調査報告書の写しを提供する指定の事情及び条件について前記請求を提出した者に通知される。

(7) 情報調査は、明細書及び図面(ある場合)を考慮し、かつ、実用新案出願を審査する際に考慮される実用新案のクレームの変更を考慮して、実用新案のクレームに基づいて実施される。

(8) 先行技術には、実用新案の優先日前に世界で公衆の利用に供された実用新案と同一の目的の装置に関するあらゆる情報及びベラルーシ共和国におけるその公然使用に関する情報が含まれる。

技術水準を決定する際は、公衆に利用可能な情報は、何人もそれを熟知することができ、又はその内容に関して適法に知り得る情報源に含まれる情報とみなされる。

(9) 情報源が先行技術に含まれることを決定する日は、次の日である。

- ・ 公告された特許文献については、それに表示された公告日
- ・ 特許庁に対して行われた発明出願であって、何人もその資料を閲覧可能なものについては、公報における発明出願に関する情報の公開日
- ・ 特許庁に対して行われた実用新案出願については、実用新案特許に関する情報の公報における公告日
- ・ 国内の印刷刊行物及びソビエト社会主義共和国連邦の印刷刊行物については、それに表示された刊行に係る署名日
- ・ 印刷に係る署名日を表示していない国内刊行物及びソビエト社会主義共和国連邦の印刷刊行物並びに他の印刷刊行物については、その刊行日、また、刊行日を確定することができな

い場合において、世界への発行時期が月又は年によつてのみに決定されているときは、それぞれ、刊行物に表示された月の末日又はその年の12月31日

- ・論文、評論、小論及び他の資料の寄託された原稿については、その寄託日
- ・科学技術情報機関にある研究作業に関する報告書、開発作業の説明書及び他の設計、技術及びプロジェクト書類については、これらの機関によるその受領日
- ・規範的文書及び技術書類については、認可された機関におけるその登録日
- ・原稿として公開された学位論文の資料及び学位論文の要約については、図書館によるその受領日
- ・コンテストのために受理された作品については、コンテストに関する書類によつて確認されたその審査のために提示した日
- ・視覚的に認識される情報源(ポスター、ひな形、製品など)については、それらを閲覧することが可能になった書類上の日付
- ・博覧会に出された展示物については、その展示が開始された書類上の日付
- ・口頭による報告、講演、演説については、特定の日時点で効力を有する関連するイベントの開催に関する規則に規定する方法により録音設備又は速記によつて記録されている場合は、報告、講演、演説の日
- ・ラジオ、テレビ、映画上のメッセージについては、特定の日時点で有効な所定の方法により適切な情報媒体に記録されている場合は、当該メッセージの日
- ・ベラルーシ共和国の領域における使用の結果として公知になった技術的手段に関する情報については、この情報が公衆の利用に供された書類上の日付
- ・電子的形態で受領された情報については、電子環境を通じて利用に供された書類の公開日又はこの日が不明な場合は、書類による確認を条件として、情報が電子環境に置かれた日

(10) 情報調査の分野(所与の実用新案出願の技術水準を確定するために情報が閲覧される一連の科学技術分野)の特性としては、国際特許分類(以下「IPC」という)の見出しの索引を使用する。

(11) 情報調査の分野を決定する際は、実用新案の対象全体が考慮される。情報調査は、公知の対象(その目的に拘らず含まれる)及びその部分の両方について実施される。

(12) 情報調査を実施する際は、技術水準には、調査の終了日時点で特許庁が閲覧できる書類が含まれる。

情報調査は、次のものを含む範囲において実施される。

- ・特許庁の公報
- ・ベラルーシ共和国の保護証書への記載
- ・特許庁に対して行われた発明出願であつて、その資料が、発明出願に関する情報の公開後に、何人も閲覧可能になったもの
- ・実用新案出願に対する実用新案特許に関する情報の公告後の実用新案出願
- ・ソビエト社会主義共和国連邦、ロシア、ユーラシア特許庁、アメリカ合衆国、英国、ドイツ、フランス、日本、スイス、欧州特許庁及び世界知的所有権機関の特許文献並びに他国の特許文献

- ・非特許文献
- ・あらゆる公共の書類を情報検索の範囲に含めることができる。情報調査の範囲は、実用新案と同一の目的の手段のベラルーシ共和国における使用に関する情報を含むこともできる。

(13) 情報調査を実施する際は、実用新案の新規性を検査するという目的のための調査の範囲には、その先の優先権を条件として、情報調査が実施される実用新案出願の優先日時点でそれらに関する情報が公告されていたか否かに拘らず、他人によってベラルーシ共和国において取り下げられていないすべての実用新案及び発明出願並びにベラルーシ共和国において特許された実用新案及び発明も含まれる。

(14) 調査中に、調査が実施されている実用新案のすべての特徴と同一の特徴によって特徴付けられた同一の目的の手段が見出された場合であっても、情報調査は停止されず、最後まで完全に実施される。調査過程において特定された類似物の数は、情報の明白な繰り返し及び不必要な重複なしに、先行技術に関する最も完全かつ有意義な情報の状況から決定すべきである。

(15) 情報調査の結果は、情報調査報告書の形態で作成する。

情報検索報告書は、次のデータを含む。

- ・情報調査が実施された実用新案出願の番号
- ・実用新案の優先権
- ・実用新案の名称
- ・出願人に関する情報(個人の姓、名及び父称(ある場合)又は法人の完全名称)
- ・実用新案の分類中に確定された IPC の見出し索引
- ・情報調査の分野
- ・情報調査の対象に関する書誌データの形態で示された書類、その特定の部分への参照。参照が実用新案のすべてのクレームに言及するわけではない場合は、クレームの対応する特定のクレーム(項)を表示しなければならない。
- ・情報調査の完了日

(16) 情報調査が完了したときは、それに関する報告書が申請を提出した者に送付される。

(17) 情報調査報告書に表示された書類の写しは、情報を第三者が閲覧可能でない出願の写しを除き、その作成に係る適切な納付を条件として提供される。